

記者発表（資料配付）			
月／日 (曜日)	所属名 (担当班名)	電話	発表者名 (担当者名)
12／16 (火)	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-3451 (内線 74435)	対策班長 中家 一郎 (副班長 岡田 崇)

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認

姫路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

記

1 農場の概要

農場所在地：姫路市

飼養状況：採卵鶏 約 24 万羽

2 経過

- (1) 12月 15 日 9 時頃、当該農場から死亡鶏が増えている旨、姫路家畜保健衛生所に通報
- (2) 同日 11 時、当該農場で簡易検査をしたところ陽性（死亡鶏 8 羽中 8 羽、生きた鶏 2 羽中 0 羽、合計 10 羽中 8 羽）を確認
- (3) その後、遺伝子検査で H5 亜型陽性と判明したため、16 日 9 時に高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」と確定、9 時から殺処分を開始
- (4) 今後、農研機構動物衛生研究部門において遺伝子型を解析予定

3 県の初動対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」、「同中播磨地方本部」「同東播磨地方本部」「同北播磨地方本部」の設置（16 日 9 時設置）
- (2) 当該農場の部外者の立入制限、鶏卵の出荷等の自粛要請（完了済み）
- (3) 当該農場の緊急消毒（完了済み）
- (4) 制限区域内家きん飼養施設の異常の有無を姫路家畜保健衛生所が緊急調査（完了済み、異常なし）
- (5) 当該農場の飼養鶏の殺処分及び殺処分鶏の焼却、汚染物品の処理

(6) 当該農場からの移動制限区域、搬出制限区域の設定

区 域	家きん飼養施設数	飼養羽数
移動制限区域（半径 3km 以内）	2 戸	27,443 羽
搬出制限区域（半径 10km 以内）	28 戸	805,374 羽

(7) 消毒ポイントの設置（4箇所、別紙※参照）

4 発生予防対策の徹底

- (1) 各家畜保健衛生所を通じて全ての家きん飼養施設に対し、①異常家きん発生時の早期通報、②家きん舎のチェック等飼養管理、③消毒など、最大限の防疫対策の徹底。あわせて、関係団体（県養鶏協会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、県配合飼料価格安定基金協会等）に情報提供
- (2) 家きん飼養施設からの防疫対策や経営対策等の相談窓口を設置
 - ・中播磨県民センター 総合相談担当 TEL 079-281-9325
開設日時：月から金（祝祭日除く） 9時00分～17時00分